

平成26年度 外務省調達改善計画【要約版】

調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとする事が不可欠である。こうした調達改善の取組は、外務省において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

調達改善の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、民間の知見も活用しつつ、透明性・競争性の確保、調達事務の効率化、価格・品質の適正性の確保を図り、事務負担も考慮した費用対効果の最大化に努めることとする。

調達の現状分析（H24年度実績）

1. 契約全体 ⇒ 1,212件, 約423億円

競争性のある契約 ⇒ 777件（64.1%）, 約193億円（45.6%）

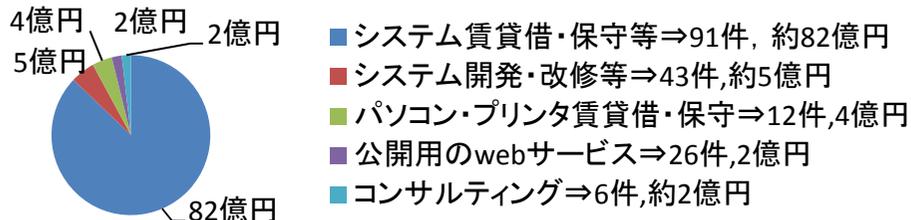
競争性のない契約 ⇒ 435件（35.9%）, 約230億円（54.4%）

2. 一者応札の状況 ⇒ 193件, 約91億円

3. 契約分類別

システム関係（同22.3%）及び物品調達（全体の20.7%）が調達金額の大宗を占める。

（1）システム関係経費（178件, 約95億円）



（2）物品調達経費（84件, 約88億円）

物品製造 ⇒ 12件, 約77億円（旅券, 査証他製作 等）

物品購入 ⇒ 72件, 約11億円（外務本省電力供給 等）

計画の取組内容

1. 重点的に取り組む分野

システム関係経費

2. 継続的な取組等

（1）随意契約の見直し

（2）一者応札の改善

（3）汎用的な物品・役務

3. その他の取組

（1）委託調査費

（2）調達改善環境の醸成（職員のスキルアップ等）

（3）調達情報の公開

4. 推進体制

（1）外務省調達改善推進チーム

（2）外部有識者の活用（契約監視委員会）

（3）内部監査の活用

1. 重点的に調達改善に取り組む分野

(1) システム関係経費

取組み内容

- 競争性のない随意契約を見直し
- 随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保
- 競争性の向上
- 契約監視委員会における事後検証

【具体的な取組内容】

- ①外部CIO補佐官の調達プロセスにおける関与の強化
- ②入札参加資格の検証
- ③適切な発注単位の設定
- ④適切な公告期間の設定
- ⑤競争性のある契約への移行が難しい契約に関しては、単価の見直し等を実施

調達改善の目標

- 調達金額の節減
- 競争性のない随意契約によらざるを得ない契約を公表し、透明性を確保。

【参考】システム関係における契約実績(H24)

(単位: 件、億円)

	競争性のある契約						競争性のない 随意契約		合計	
	競争入札		企画競争		公募		件数	金額	件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
システム賃貸 借・保守等	17	53.0	0	0.0	2	1.5	72	28.0	91	82.4
システム開発・ 改修等	1	0.0	0	0.0	0	0.0	42	4.7	43	4.7
パソコン・プリン タ賃貸借・保守	2	1.8	0	0.0	0	0.0	10	2.1	12	3.9
公開用のweb サービス	5	0.3	7	1.0	0	0.0	14	0.6	26	1.9
コンサルティング	0	0.0	5	1.4	0	0.0	1	0.4	6	1.8
合計	25	55.0	12	2.4	2	1.5	139	35.8	178	94.6

2. 継続的な取組等

(1) 随意契約の見直し

取組み内容

- 競争性のない契約の見直し
- 随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保
- 契約監視委員会における事後検証

【具体的な取組内容】

- ①実施者が限られる理由を分析
- ②有利な条件を引き出す手段を検討

調達改善の目標

- 調達金額の節減
- 競争性のない契約によらざるを得ない契約を公表し、透明性を確保
- 競争性のない契約件数の割合を減少

【参考】H23年度とH24年度の比較

(単位: 件、億円)

	平成23年度				平成24年度			
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
競争性のある契約	838	69.0%	101	31.8%	777	64.1%	193	45.6%
競争性のない契約	377	31.0%	217	68.2%	435	35.9%	230	54.4%
計	1,215	100.0%	318	100.0%	1,212	100.0%	423	100.0%

(2) 一者応札の改善

取組み内容

- 単年度ごとに一者応札案件を対象に、事業者ヒアリング等により、要因を分析し、見直し。
- さらに複数年度にわたる一者応札案件についても、見直し。
- 契約監視委員会における事後検証

【具体的な取組内容】

- ①公告期間の長期化
- ②適切な履行期間の確保
- ③経済性及び効率性を踏まえた事業単位の細分化
- ④仕様の更なる具体化、明確化及び右を推進する体制作り
- ⑤実績以外の手段による履行能力の検証
- ⑥調達品目や数量が多数である場合、経済性の確保及び関係法令との整合性を踏まえ、分割調達の実施
- ⑦仕様の汎用性の確保

調達改善の目標

- 一者応札の解消契約の増加、解消した契約の落札率の下落
- 複数年度にわたって連続して一者応札となっている契約の公表

【参考】物品及びシステムにおける一者応札(H24) (単位:件、億円)

	競争入札		競争性のある随意契約				合計	
			企画競争		公募			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
物品製造	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
物品購入	10	2.8	0	0.0	0	0.0	10	2.8
システム関係	7	49.9	3	0.7	2	1.5	12	52.0

(3) 汎用的な物品・役務

取組み内容

- 競争性の向上
- 規模の経済性を活用
- 契約監視委員会における事後検証

【具体的な取組内容】

- ①オーバースペックの見直し
- ②同等品の活用等の推進
- ③仕様の統一化・標準化の検討
- ④適切な履行期間の確保
- ⑤公告期間の見直し
- ⑥発注単位の見直し
- ⑦共同調達の活用と拡大の検討

調達改善の目標

- 調達金額の節減
- 共同調達の実施件数、仕様の見直し

【参考】物品調達における契約実績(H24) (単位:件、億円)

	競争性のある契約						競争性のない随意契約		合計	
	競争入札		企画競争		不落随契		件数	金額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額
物品製造	3	0.3	1	0.0	0	0.0	8	76.9	12	77.2
物品購入	61	7.0	0	0.0	0	0.0	11	3.5	72	10.6
計	64	7.3	1	0.0	0	0.0	19	80.4	84	87.8

3. その他の取組

(1) 委託調査費

取組み内容

○価格とともに品質等の価格以外の要素も評価(総合評価落札方式)

【具体的な取組内容】

- ①仕様, 予定価格の見直し
- ②新規参入者を促すための入札参加資格の見直し
- ③公告期間の延長等

調達改善の目標

○一般競争入札の導入割合の増加

(2) 調達改善環境の醸成(職員のスキルアップ等)

取組み内容

①外部コンサルタントの活用

システム関連等, 高い専門性を必要とする調達において導入しているコンサルティング契約を更に活用し, 調達手法に関する助言を得て, 担当職員の知識向上と効率的な調達を目指す。

②調達手続きに関する習熟

(ア)内部監査等を通じて指摘のあった事項に関し, マニュアル整備により関係職員への効果的な周知を図る。

(イ)監督, 検査業務等の契約上の責任に関し, マニュアル以外に, 調達手続きを進める段階においても意識を啓発するための処置を講ずる。

③調達等の専門家養成

(ア)引き続き, 調達事務に携わる者に対し, 財務省主催の会計事務職員契約管理研修を開催の都度, 参加させる。

(イ)これまでも各種研修の機会に調達実務に関する説明を実施してきたが, 引き続き, 職員の調達事務に関する知見の底上げを図るため, 同研修の機会にて調達実務に力点を置いたプログラムを実施する。

④人事評価制度の有効活用

これまでも能力評価の一基準として「業務合理化」を掲げ, コスト削減意識を持った効率的な業務運営が人事評価に反映される仕組みを取り入れてきているが, 引き続き, 右取組が適切に実施されるよう省内周知に努め, 職員のコスト意識の向上を図る。

(3) 調達情報の公開

外務省HPにおいて, 契約情報の公表等を行っているが, 今後とも, 仕様書の公表を通じ, 事業者の利便性及び新規参入者の促進する。

【参考】委託調査における契約実績(H24)

(単位: 件、億円)

		件数	割合	金額	割合
競争性のある契約	一般競争入札(最低価格)	10	23.3%	2.7	11.5%
	一般競争入札(総合評価)	22	51.2%	2.1	9.3%
	指名競争入札	1	2.3%	0.0	0.1%
	企画競争	7	16.3%	17.9	77.5%
	公募	1	2.3%	0.0	0.2%
	不落随契	0	0.0%	0.0	0.0%
競争性のない随意契約		2	4.7%	0.3	1.5%
合計		43	100.0%	23.1	100.0%

4. 推進体制

(1) 外務省調達改善推進チーム(事務局:会計課)

- ・官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施するため、随時会合を開催。
- ・上半期終了後及び年度終了後における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表。

○外務省調達改善推進チーム

統括責任者 : 大臣官房長
統括責任者代理 : 大臣官房会計課長
メンバー : 大臣官房会計課 担当
関係部局 担当

(2) 外部有識者の活用(契約監視委員会)

- ・調達改善推進チームにおいて取りまとめた検証結果等について、外部有識者(大学教授2名, 弁護士2名, 公認会計士1名)より構成される「契約監視委員会」に民間における取組など第三者的な視点から意見を聴取。なお, 必要な場合には, 計画に反映させ, その内容を公表。

(3) 内部監査の活用

- ・内部監査を強化し, 自己評価の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し, 調達改善を推進。

